

事業承継税制 大幅改正!!

MMC インフォメーション

こんにちは！ 所長の森田です。
MMCインフォメーションでは、税務や会計に関する様々な情報を皆様にわかりやすくお伝えしていきます。
今回は平成30年4月に改正された事業承継税制についてのお話です。大変影響の大きな改正で今後10年以内に限って適用される税制ですので、今回は特別編集でお送りします。お見逃しなく…。



所長 森田 高史

概要

中小企業にとって事業経営の大きな問題として、後継者への事業承継があります。業績が好調な企業ほど事業承継時の自社株に対する贈与税・相続税で大きな負担を強いられることになります。今回の税制改正では、**10年間の特例措置**として納税猶予対象の非上場株式等の制限撤廃や、**納税猶予割合の引上げ**が行われることになりました。その他にも雇用確保要件の緩和等、利用しやすい制度に改められています。

手続き

①「特例承継計画」の提出及び確認

経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上平成35年3月31日までに都道府県知事へ提出
相続・贈与後の提出も認められています。

②都道府県知事による「円滑化法の認定」

主要認定要件

会社	中小企業者に該当すること
先代経営者	会社の代表権を有していたこと (贈与時に代表権を有していないこと)
後継経営者	会社の代表権を有していること (贈与の場合、就任から3年以上経過していること)



③申告期限までに贈与税・相続税の申告書を提出

贈与税申告期限:翌年3月15日

相続税申告期限:相続開始後10か月以内

比較

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 平成30年4月1日～平成35年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日～平成39年12月31日まで	なし
対象株数	全株式可	総株式数の3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者へ	複数の株主から1人の後継者へ
雇用確保要件	下回った理由を記載した 報告書を提出することで可	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合	納税免除あり	納税免除なし

この制度の適用を受けるためには後継者が会社の代表権を有すること(相続の場合は相続開始後5か月以内に代表権を持つ必要あり)、贈与の場合には贈与した株式の担保提供が義務付けられること等、注意しなければならない要件があります。

ご相談いただければ選任の担当者がご説明にお伺いいたします。



森田税務会計事務所

TEL:0270-25-1441 FAX:0270-24-8237

<http://www.moritax.com>

お気軽にお電話ください。
お待ちしております♪



鶴 牧



佐 藤



桐 生



宮 崎



渡 邊

産休でご迷惑をおかけします！

